

FU101 (14)	計 画 環 境 側 面	
------------	----------------	--

4.3 環境重点管理項目の取扱い

(1) 【環境重点管理項目一覧】に登録された環境重点管理項目は、改善項目として可能な限り目的及び目標を設定することとし、それが困難な場合には維持管理項目の扱いとし、運用管理する。また、環境影響調査票による調査によっても報告されないが、ISO実施専門部会が重要と認めた項目については環境重点管理項目に加えることができる。

5.0 様式

- FU431-1：環境影響調査票
- FU431-2：インプットアウトプット調査票
- FU431-3：環境影響登録簿
- FU431-4：影響力を及ぼすことが期待できる業者リスト
- FU431-6：環境配慮要請事項
- FU431-7：大型機器導入・施設整備に関する事前環境影響評価表

FU101 (14)	計 画 環 境 側 面	
------------	----------------	--

環 境 側 面	環 境 影 響										状 況		環 境 影 響 が 大 き い	法 規 制 有 り	利 害 関 係 者 の 苦 情 ・ 要 望 有 り	大 学 の イ メ ー ジ ア ッ プ に 貢 献	コ ス ト 削 減 に 貢 献	環 境 重 点 管 理 項 目	環 境 重 点 管 理 項 目 番 号	対 処 予 防 緩 和	運 用 管 理 展 開	目 的 ・ 目 標 に 展 開					
	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	振 動	悪 臭	地 盤 沈 下	天 然 資 源 の 枯 渇	廃 棄 物 の 増 加	地 球 温 室 効 果 の 増 加	オ ゾ ン 層 破 壊	景 観 の 悪 化											学 内 美 化 の 貢 献	人 体 へ の 悪 影 響	環 境 保 全 へ の 貢 献	通 常 ・ メ ン テ ナ ンス 時	事 故 ・ 緊 急 時
○危険物の貯蔵																											
規制量以上貯蔵		○	○																○	○	○	○	22	○			
○建物の管理																											
建物の防災管理		○																		○	○			○	23	○	
新築・改修															○	○					○	○		○	24	○	
○学内環境																											
吸殻ポイ捨て禁止											○				○						○	○		○	25	○	
○地域貢献																											
自治体等への委員派遣															○	○							○	○	26	○	
社会への環境教育 (シンポジウムなどの開催)															○	○							○	○	27	○	
共同研究															○	○							○	○	28	○	
○環境教育															○	○							○	○	29	○	
○環境研究															○	○							○	○	30	○	

FU101 (14)	計 画	
	環 境 側 面	

環 境 側 面	環 境 影 響										状 況	環 境 影 響 が 大 き い	法 規 制 有 り	利 害 係 者 の 苦 情 ・ 要 望 有 り	大 学 の イ ン フ ル ー エ ン ス に 貢 献	コ ン ス ト リ ュ ー シ ョ ン に 貢 献	環 境 重 点 管 理 項 目	環 境 重 点 管 理 項 目 番 号	対 処 目 的 ・ 目 標 に 展 開	運 用 理 和	予 防 緩 和	
	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	振 動	悪 臭	地 盤 沈 下	天 然 資 源 の 枯 渇	廃 棄 物 の 増 加	地 球 温 室 効果 の 破 壊												オ ゾ ン 層 破 壊
○附属小中学校・幼稚園																						
電力の使用								○	○						○						31	○
紙の使用								○	○						○						32	○
ゴミ分別回収								○							○						33	○
家電5品目の排出								○							○						34	○
パソコンの廃棄								○							○						35	○
環境教育								○							○						36	○
実験薬品の安全管理	○	○													○						37	○
水の使用								○							○						38	○
食用油の排出								○							○						39	○
食品廃棄物の排出								○							○						40	○
PTAとの協力															○						41	○
○附属特別支援学校																						
電力の使用								○	○						○						51	○
紙の使用								○	○						○						52	○
ゴミ分別回収								○							○						53	○
家電5品目の排出								○							○						54	○
パソコンの廃棄								○							○						55	○
水の使用								○							○						56	○
食用油の排出		○						○							○						57	○
食品廃棄物の排出								○							○						58	○
PTAとの協力															○						59	○

FU101 (14)	計 画 環 境 側 面	
------------	----------------	--

環 境 側 面	環 境 影 響											状 況	環 境 影 響 が 大 き い	法 規 制 有 り	利 害 関 係 の 苦 情 ・ 要 望 有 り	大 学 の イ メ ー ジ ア ッ プ に 貢 献	コ ス ト 削 減 に 貢 献	環 境 重 点 管 理 項 目	環 境 重 点 管 理 項 目 番 号	対 処									
	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	振 動	悪 臭	地 盤 沈 下	天 然 資 源 の 枯 渇	廃 棄 物 の 増 加	地 球 温 暖 化	オ ゾ ン 層 破 壊									景 観 の 悪 化	学 内 美 化	人 体 へ の 悪 影 響	環 境 保 全 へ の 貢 献	通 常 ・ メ ン テ ナ ンス 時	例 外 ・ 緊 急 時	事 故 時	環 境 影 響 が 大 き い	法 規 制 有 り	利 害 関 係 の 苦 情 ・ 要 望 有 り
○生 協																													
電気の使用							○								○								○	61		○			
ガスの使用							○								○									○	62		○		
重油の使用							○								○									○	63		○		
紙の使用							○	○							○								○	64		○			
フロン機器の利用										○					○	○								○	65		○		
調理・食器洗浄	○														○									○	66		○		
汚水の排出	○														○									○	67	○			
食用油の排出								○							○									○	68	○			
食品廃棄物の排出								○							○									○	69		○		
ゴミ分別回収								○							○									○	70		○		
家電5品目の排出								○							○									○	71		○		
パソコンの廃棄								○							○									○	72		○		
空き缶・ペットボトルの回収								○							○									○	73		○		
食品包装								○							○									○	74	○			
グリーン商品販売															○	○								○	75	○			

FU101(14)	計 画 法的及びその他の要求事項	
-----------	---------------------	--

4.3.2 法的及びその他の要求事項

1.0 目的

この手順は、福井大学の事業活動、サービスの環境側面に適用可能な、環境に関する法的要求事項及び福井大学が同意するその他の要求事項（以下、法律・条例という）を特定し、参照するための責任及び行動を定めることを目的とする。

2.0 法律・条例の特定の手順

(1) 導入時

- ①文京地区総括環境責任者は、法律・条例について、官報、環境六法・官公庁等のホームページにより調査し、環境側面に適用される可能性のあるものについて、【環境関連法規制適用条件一覧】に登録する。
- ②各ユニットは、【環境関連法規制適用条件一覧】を基に、当該ユニットに適用される法律・条例を調査し、その結果を法律・条例調査報告書(FU432-1)に記載して、文京地区総括環境責任者に報告する。
- ③文京地区総括環境責任者は、調査結果に基づき、法律・条例の特定を行い、規制内容を【環境関連法規制内容一覧】に記載する。

(2) 定期（導入時を除く）

- ①法律・条例に関する新設・改廃等の情報の担当ユニット・問い合わせ先・タイミング・入手方法は、次の通りとする。必要に応じて、官報を参照する。

名 称	担当ユニット	問い合わせ先	タイミング 入手方法
法律・条例及び解説	ISO 実施専門部会	環境ふくい推進協議会	常時

- ②文京地区総括環境責任者は、新設・改廃等があった場合、速やかに、【環境関連法規制適用基準一覧】及び【環境関連法規制概要一覧】を更新し、法律・条例調査報告書でもってISO実施専門部会に報告する。
- ③文京地区総括環境責任者はその内容を確認し、マニュアルに記載し、必要な改定を行うこと。

FU101(14)	計 画 法的及びその他の要求事項	
-----------	---------------------	--

(3) 臨時

- ①ISO実施専門部会は、福井大学の事業活動、サービスの変更、新規設備の導入及び変更等があった場合、法的及びその他の要求事項の調査を行い、必要に応じて【環境関連法規制適用条件一覧】及び【環境関連法規制内容一覧】を更新する。

3.0 様式

- ・FU432-1：法律・条例調査報告書

FU101(14)	計 画 法的及びその他の要求事項	
-----------	---------------------	--

環境関連法規制適用条件(A)及び規制内容(B)一覧

※本学に適用される場合は○、適用されない場合は×とする。

1. 大気汚染防止法(A)

適用条件	適用の可否※	環境側面
①ばい煙発生施設を有していること。 (法第2条第2項) ばい煙発生施設(主要なもの) 1. ボイラー(伝熱面積10㎡又はバーナーの燃焼能力重油換算50リットル/h) 30. ディーゼル機関(燃焼能力重油換算35リットル/h) 32. ガソリン機関(燃焼能力重油換算35リットル/h) (施行令第2条・別表第1)	○	ボイラーの運転
②特定物質発生施設を設置している又は設置計画がある 特定施設 アンモニア, 弗化水素, シアン化水素, 一酸化炭素, ホルムアルデヒド, メタノール, 硫化水素, 燐化水素, 塩化水素, 二酸化窒素, アクロレイン, 二酸化硫黄, 塩素, 二硫化炭素, ベンゼン, ピリジン, フェノール, 硫酸(三酸化硫黄を含む。), 弗化珪素, ホスゲン, 二酸化セレン, クロルスルホン酸, 黄燐, 三塩化燐, 臭素, ニッケルカルボニル, 五塩化燐, メルカプタンを発生する施設	×	
③特定建築材料が使用されている建築物を解体し, 改造し, 又は補修する作業 特定建築材料 ・吹き付け石綿 ・石綿を含有する断熱材, 保温材及び耐火被覆材(吹き付け石綿を除く)	○	建築物の解体、改造、補修

1. 大気汚染防止法(B)

項 目	規 制 内 容	条文番号
排出基準	硫黄酸化物: $q=K \times 10^{-3} \text{He}^2$ ・教育地域科学部 NO1: 1.95m ³ N/h ・教育地域科学部 NO2: 1.91m ³ N/h ・工学部 NO1: 1.97m ³ N/h ・工学部 NO2: 1.71m ³ N/h ・工学部 NO3: 1.66m ³ N/h ばいじん: 0.30g/m ³ N (ボイラー(排出ガス量1万m ³ 未満)) 窒素酸化物: 180ppm (ボイラー(排ガス量1万m ³ 未満))	法第3条 施行規則第3条 施行規則第4条 施行規則第5条

FU101(14)	計 画 法的及びその他の要求事項	
-----------	----------------------------	--

ばい煙発生施設の設置の届出	次のことを知事に届け出ること。 ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ②事業場の名称及び所在地 ③ばい煙発生施設の種類 ④ばい煙発生施設の構造 ⑤ばい煙発生施設の使用の方法 ⑥ばい煙の処理方法 ⑦添付書類	法第6条 施行規則第8条
ばい煙発生施設の構造等の変更の届出	上記④～⑥に変更があった場合、変更の届出をすること。	法第8条
氏名の変更等の届出	上記①②の変更の際は、又はその使用を廃止したときは届出をすること。	法第11条
ばい煙の排出の制限	排出基準を順守すること	法第13条
ばい煙量等の測定	ばい煙量・ばい煙濃度の測定し(1回/年以上)、記録を3年間保管すること。	法第16条 施行規則第15条
事故時の措置	事故等により、ばい煙等が大気中に多量に排出されたときは、応急措置を講じ、知事への通報をすること。	法第17条
作業基準の順守義務	掲示板の設置 表示内容： ・届出年月日及び届出先、届出者の情報 ・作業の実施期間、方法 ・現場責任者の氏名、連絡場所 (大気汚染防止法施行規則第16条の4 参照)	法第18条の14 法第18条の17
作業実施の届出	届出内容 ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・特定工事の場所 ・作業の種類、実施期間 ・対象建築物等の部分における特定建築材料の種類、その使用箇所及び使用面積 ・作業の方法 届出期日 ・作業開始日の14日前まで 届出先 ・県知事	法第18条の15

2. 騒音規制法(A)

適用条件	適用の可否	環境側面
①と②に該当していることが適用条件		
①特定施設を有していること。 (法第2条第1項, 第5条) 特定施設 1. 金属加工機械 圧延機械(原動機の定格出力の合計22.5kW以上), 液圧プレス, 機械プレス, 切断機等 2. 空気圧縮機及び送風機 (原動機の定格出力7.5kW以上)	○	空気圧縮機の利用 (資料参照)

FU101(14)	計 画	
	法的及びその他の要求事項	

3. 土石用又は鉱物用の破砕機，摩砕機，ふるい及び分級機（原動機の定格出力7.5kW以上） 4. その他 (施行令第1条第1項，別表第1) ②都道府県知事が定めた指定地域内に事業場を有していること。 (法第3条第1項，第5条，騒音規制法の規定に基づく騒音について規制する地域の指定等)		
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

2. 騒音規制法(B)

項 目	規 制 内 容	条文番号
規制基準	規制基準は知事が定める次の通りである 昼間：55デシベル，夜間：50デシベル 「騒音規制法の規定に基づく地域の指定及び規制基準の設定」より	法第4条
規制基準の順守	規制基準を順守すること	法第5条
特定施設の届出	次のことを市長に届け出ること ①指名又は名称及び住所並びに法人にあっては，その代表者の氏名 ②事業場の名称 ③特定施設の種類 ④騒音防止の方法 ⑤特定施設の使用の方法 ⑥その他（施行規則第2項） ⑦添付書類	法第6条 施行規則第4条
特定施設の変更の届出	上記③～⑤を変更しようとするときは，変更しようとする30日前までに市長に届け出ること	法第8条
氏名の変更等の届出	上記①②を変更した場合，30日以内に市長に届け出ること	法第10条

3. 振動規制法(A)

適用条件	適用の可否	環境側面
①と②に該当していることが適用条件		
①特定施設を有していること。 (法第2条第1項，第5条) 特定施設（例） 1. 金属加工機械（液圧プレス，機械プレス，せん断機，鍛造機，ワイヤーフォーミングマシン（原動機定格出力1kW以上）等） 2. 圧縮機（原動機の定格出力7.5kW以上） 3. 土石用又は鉱物用の破砕機，摩砕機，ふるい及び分級機（原動機の定格出力7.5kW以上） 4. その他 (施行令第1条第1項，別表第1) ②都道府県知事が定めた指定地域内に事業場を有していること。	○	原動機の利用 (資料参照)

FU101(14)	計 画 法的及びその他の要求事項	
-----------	---------------------	--

(法第3条第1項, 第5条, 振動規制法の規定に基づく地域の指定及び規制基準の設定)		
--------------------------------------------	--	--

3. 振動規制法(B)

項 目	規 制 内 容	条文番号
規制基準	規制基準は知事が定める次の通りである 昼間：55デシベル，夜間：50デシベル 「振動規制法の規定に基づく地域の指定及び規制基準の設定」より	法第4条
規制基準の順守	規制基準を順守すること	法第5条
特定施設の届出	次のことを市長に届け出ること ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては，その代表者の氏名 ②事業場の名称 ③特定施設の種類 ④振動防止の方法 ⑤特定施設の使用方法 ⑥その他（施行規則第2項） ⑦添付書類	法第6条 施行規則第4条
特定施設の変更の届出	上記③～⑤を変更しようとするときは，変更しようとする30日前までに市長に届け出ること	法第8条
氏名の変更等の届出	上記①②を変更した場合，30日以内に市長に届け出ること	法第10条

4. 悪臭防止法(A)

適用条件	適用の可否	環境側面
①都道府県知事が定めた規制地域内に事業場を有していること。 (法第3条第1項, 法第7条第1項, 悪臭防止法の規定に基づく地域の指定及び規制基準の設定)	○	薬品の使用 危険物（研究用）の使用

FU101(14)	計 画	
	法的及びその他の要求事項	

4. 悪臭防止法(B)

項 目	規 制 内 容	条文番号																																																																					
規制基準	規制物質名 大気中の含有率 (X/100万, 敷地境界線上) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">A区域</td> <td style="text-align: center;">B区域</td> </tr> <tr> <td>アンモニア</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>メチルメルカプタン</td> <td style="text-align: center;">0.002</td> <td style="text-align: center;">0.004</td> </tr> <tr> <td>硫化水素</td> <td style="text-align: center;">0.02</td> <td style="text-align: center;">0.06</td> </tr> <tr> <td>硫化メチル</td> <td style="text-align: center;">0.01</td> <td style="text-align: center;">0.05</td> </tr> <tr> <td>二硫化メチル</td> <td style="text-align: center;">0.009</td> <td style="text-align: center;">0.03</td> </tr> <tr> <td>トリメチルアミン</td> <td style="text-align: center;">0.005</td> <td style="text-align: center;">0.02</td> </tr> <tr> <td>アセトアルデヒド</td> <td style="text-align: center;">0.05</td> <td style="text-align: center;">0.1</td> </tr> <tr> <td>プロピオンアルデヒド</td> <td style="text-align: center;">0.05</td> <td style="text-align: center;">0.1</td> </tr> <tr> <td>ノルマルブチルアルデヒド</td> <td style="text-align: center;">0.009</td> <td style="text-align: center;">0.03</td> </tr> <tr> <td>イソブチルアルデヒド</td> <td style="text-align: center;">0.02</td> <td style="text-align: center;">0.07</td> </tr> <tr> <td>ノルマルバレルアルデヒド</td> <td style="text-align: center;">0.009</td> <td style="text-align: center;">0.02</td> </tr> <tr> <td>イソバレルアルデヒド</td> <td style="text-align: center;">0.003</td> <td style="text-align: center;">0.006</td> </tr> <tr> <td>イソブタノール</td> <td style="text-align: center;">0.9</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>酢酸エチル</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> <tr> <td>メチルイソブチルケトン</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>トルエン</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">30</td> </tr> <tr> <td>スチレン</td> <td style="text-align: center;">0.4</td> <td style="text-align: center;">0.8</td> </tr> <tr> <td>キシレン</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>プロピオン酸</td> <td style="text-align: center;">0.03</td> <td style="text-align: center;">0.07</td> </tr> <tr> <td>ノルマル酪酸</td> <td style="text-align: center;">0.001</td> <td style="text-align: center;">0.002</td> </tr> <tr> <td>ノルマル吉草酸</td> <td style="text-align: center;">0.0009</td> <td style="text-align: center;">0.002</td> </tr> <tr> <td>イソ吉草酸</td> <td style="text-align: center;">0.001</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </table> (悪臭防止法の規定に基づく地域の指定および規制基準の設定より)		A区域	B区域	アンモニア	1	2	メチルメルカプタン	0.002	0.004	硫化水素	0.02	0.06	硫化メチル	0.01	0.05	二硫化メチル	0.009	0.03	トリメチルアミン	0.005	0.02	アセトアルデヒド	0.05	0.1	プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	イソブタノール	0.9	4	酢酸エチル	3	7	メチルイソブチルケトン	1	1	トルエン	10	30	スチレン	0.4	0.8	キシレン	1	2	プロピオン酸	0.03	0.07	ノルマル酪酸	0.001	0.002	ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	イソ吉草酸	0.001	0	
	A区域	B区域																																																																					
アンモニア	1	2																																																																					
メチルメルカプタン	0.002	0.004																																																																					
硫化水素	0.02	0.06																																																																					
硫化メチル	0.01	0.05																																																																					
二硫化メチル	0.009	0.03																																																																					
トリメチルアミン	0.005	0.02																																																																					
アセトアルデヒド	0.05	0.1																																																																					
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1																																																																					
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03																																																																					
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07																																																																					
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02																																																																					
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006																																																																					
イソブタノール	0.9	4																																																																					
酢酸エチル	3	7																																																																					
メチルイソブチルケトン	1	1																																																																					
トルエン	10	30																																																																					
スチレン	0.4	0.8																																																																					
キシレン	1	2																																																																					
プロピオン酸	0.03	0.07																																																																					
ノルマル酪酸	0.001	0.002																																																																					
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002																																																																					
イソ吉草酸	0.001	0																																																																					
規制基準の順守義務	規制基準を順守すること	法第7条																																																																					
事故時の措置	事故等により、悪臭原因物が排出され、規制基準に適合しない、又はおそれがあるときは、応急処置を講じ、知事に通報すること。	法第10条																																																																					

5. 下水道法(A)

適用条件	適用の可否	環境側面
①下記の下水を排出又は水質汚濁防止法による特定施設を設置しており、公共下水道に排出していること。 (法第11条の2第1項・第2項) 下水の性状(どれか一つに該当していれば、適用) 1. 流出量50m ³ /日以上 2. 沃素消費量：220g/リットル以上に適合しない水質 3. ノルマルヘキサン抽出物質含有量： 鉍油類：5mg/リットル以上 動植物油脂類：30mg/リットル以上	○	汚水の排出

FU101(14)	計 画 法的及びその他の要求事項	
-----------	---------------------	--

<p>4. 温度40℃以上 5. 水素イオン濃度：pH5.7以下，8.7以上 6. 生物化学的酸素要求量(BOD)： 300mg/リットル以上（5日間） 7. 浮遊物質量：300mg/リットル以上 8. その他（ダイオキシン，トリクロ，テトクロ，ジクロロ等あり） （施行令第8条の2第1項・第2項）</p>		
<p>水質汚濁防止法による特定施設 64の2. 水道施設・工業用水道施設・自家用工業用水道の施設の内，浄水施設（能力1万m³以上に限る）である以下の施設 ・沈殿施設 ・ろ過施設 71の2. 大学に設置されるそれらの業務の用に供される以下の施設 ・洗浄施設 ・焼入れ施設 71の5. トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタンによる洗浄施設 71の6. トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタンによる蒸留施設 （施行令第1条・別表第1）</p>	×	

5. 下水道法(B)

項 目	規 制 内 容	条文番号
使用開始等の届出	<p>次のことを公共下水道管理者に届けること。（変更時も同様）</p> <p>①下水の量 ②使用開始時期 日当たり50m³以上排出するもの 特定施設</p>	<p>法第11条の2 施行令第8条の2</p>
除害施設の設置等	<p>公共下水道管理者は，公共下水道の施設を損傷する恐れのある次の下水を排出する者に対し，条例で必要な施設を設け，又は必要な措置を講じなければならない旨を求めることができる。</p> <p>①温度45℃以上 ②水素イオン濃度水素指数：pH5以下又は9以上 ③ノルマルヘキサン抽出物質 鉱油類：5mg/リットル以上 動植物油脂類：30mg/リットル以上 ④沃素消費量：220mg/リットル以上</p>	<p>法第12条 施行令第9条</p>
水質の測定義務等	<p>特定施設の設置者は，下水の測定をし，記録すること。</p>	<p>法第12条の11</p>

FU101(14)	計 画 法的及びその他の要求事項	
-----------	---------------------	--

6. 福井市事業場排水の指導要綱(A)

適用条件	適用の可否	環境側面
日当たり50トン以上の排水を排出する事業所	○	汚水の排出

6. 福井市事業場排水の指導要綱(B)

項 目	規 制 内 容	条文番号
水質の測定義務	年4回の市による立ち入り測定 B事業場(50トン/日以上)年12回の自主測定	5条 10条

7. 福井市公共下水道条例(A)

適用条件	適用の可否	環境側面
①公共下水道を使用するもの。(条例第7条)	○	汚水の排出

7. 福井市公共下水道条例(B)

項 目	規 制 内 容	条文番号
使用の開始等の届出	使用者が公共下水道の使用を開始したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出ること(但し、下水道法により届出をした者は不要)。	条例第7条
除害施設	使用者は、次の基準に適合しない下水を継続して排出するときは、除害施設を設けること。 ①下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第9条の4第1項各号に掲げる物質それぞれ当該各号に定める数値(ただし、同条第3項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする) ②温度 45度未満 ③アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満 ④水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満 ⑤生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満 ⑥浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム未満 ⑦ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ・鉱油類含有量 5mg/リットル以下 ・動植物油脂類含有量 30mg/リットル以下 ⑧窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満 ⑨リン含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満	条例第9条の2

FU101(14)	計 画 法的及びその他の要求事項	
-----------	---------------------	--

8. 毒物及び劇物取締法(A)

適用条件	適用の可否	環境側面
①②は個別の適用要件であり、それぞれに規制あり ①特定毒物を製造・使用していること。 (法第3条の2) 特定毒物 1. オクタメチルピロホスホルアミド 2. 四アルキル鉛 3. ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト 4. ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト 5. ジメチルー(ジエチルアミド-1-クロロクロトニル)-ホスフェイト 6. ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト 7. テトラエチルピロホスフェイト 8. モノフルオール酢酸 9. モノフルオール酢酸アミド 10. その他 (法第2条第3項・別表第3)	○	薬品の使用 (その他：モノフルオール酢酸ソーダ)
②次に定める薬品を使用・廃棄していること。 (法第15条の2第1項) 毒物：容器に「毒物」の表示のある薬品 劇物：容器に「劇物」の表示がある薬品 政令で定める薬品 ①無機シアン化合物たる毒物を含有する液体状の物 (1mg/リットル以上) ②塩化水素、硝酸、硫酸、水酸化カリウム、水酸化ナトリウムを含有する液体状の物(水で10倍に希釈したpHが2～12までの物を除く) (施行令第38条第1項・第2項)	○	薬品の使用，実験廃棄物の排出

8. 毒物及び劇物取締法(B)

項 目	規 制 内 容	条文番号
禁止規定	①特定毒物を使用・製造しようとする者は、知事の許可を得ること。 ④特定毒物研究者及び業務上毒劇物取扱者は特定毒物を学術研以外の用途に供さないこと。 ⑥毒物劇物営業者，特定毒物研究者及び業務上毒劇物取扱者又は特定毒物使用者でなければ特定毒物を譲り渡し，譲り受けないこと。 ⑩毒物劇物営業者，特定毒物研究者及び業務上毒劇物取扱者又は特定毒物使用者でなければ特定毒物を所持しないこと。	法第3条の2

FU101(14)	計 画 法的及びその他の要求事項	
-----------	---------------------	--

	<p>次の興奮，幻覚又は麻酔の作用を有する毒物又は劇物（これらを含む。）を，みだりに摂取し，若しくは吸入し，又はこれらの目的で所持しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トルエン ・酢酸エチル ・トルエン又はメタノールを含むシンナー ・接着剤 ・塗料及び閉そく用又はシーリング用の充てん料 <p>次の引火性，発火性又は爆発性のある毒物又は劇物は，業務その他正当な理由による場合を除いては，所持しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・亜塩素酸ナトリウム 及びこれを含有する製剤（亜塩素酸ナトリウム30パーセント以上を含有するものに限る。） ・塩素酸塩類及びこれを含有する製剤（塩素酸塩類35パーセント以上を含有するものに限る。） ・ナトリウム ・ピクリン酸 	<p>法第3条の3</p> <p>法第3条の4</p>
特定毒物研究者の許可	特定毒物研究者及び業務上毒劇物取扱者は許可を受けようとするとき，知事に申請書を提出すること。	法第6条の2
特定毒物研究者の届出	次の場合，30日以内に知事に変更の届出をすること。 ①氏名又は住所を変更したとき ②その他厚生省令で定める事項を変更したとき ③当該研究を廃止したとき	法第10条の2
毒物又は劇物の取扱	<p>①特定毒物研究者及び業務上毒劇物取扱者は毒物又は劇物が盗難にあい，又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じること。</p> <p>②特定毒物研究者及び業務上毒劇物取扱者は毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその研究所の外に飛散し，漏れ，流れ出，若しくはしみ出，又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>③特定毒物研究者は及び業務上毒劇物取扱者，その研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には，これらの物が飛散し，漏れ流れ出，又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>④特定毒物研究者及び業務上毒劇物取扱者は毒物又は厚生労働省令で定める劇物についてはその容器として，飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。</p>	法第11条

FU101 (14)	計 画	
	法的及びその他の要求事項	

毒物又は劇物の表示	<p>①特定毒物研究者及び業務上毒劇物取扱者は、毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。</p> <p>②特定毒物研究者及び業務上毒劇物取扱者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。</p>	法第12条
廃棄の方法	<p>毒物及び劇物は次のいずれかの方法により、廃棄すること。</p> <p>①中和・加水分解・酸化・還元・希釈・その他方法により、毒物・劇物・法第11条第2項に該当しないものとする。</p> <p>②ガス体又は揮発性の毒物劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ放出又は揮発させること。</p> <p>③可燃性の毒物劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で少量ずつ燃焼させること。</p> <p>④その他</p>	法第15条の2
事故の際の措置	<p>①特定毒物研究者及び業務上毒劇物取扱者は、保健衛生上の危害が生ずる事故が起きた時、保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じること。</p> <p>②特定毒物研究者及び業務上毒劇物取扱者は、その取扱いに係る毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出ること。</p>	法第16条の2
立入検査	保健衛生上必要があると認められた時は必要な報告、立入、帳簿その他の物件を検査させ、試験のために必要最低限の分量に限り、毒物、劇物、その他政令で定めるもの若しくはその疑いのある物を提供しなければならない。	法第17条の2

9. 消防法（福井市火災予防条例を含む）(A)

適用条件	適用の可否	環境側面
①～④は個別の適用要件であり、それぞれに規制あり		
<p>①建物の用途が防火対象物であること。 (法第8条第1項)</p> <p>防火対象物 (7) 大学 (施行令第1条の2第3項第4項・別表第1)</p>	○	建物
<p>②指定数量以上の危険物を貯蔵又は取扱していること。 (法第9条の4)</p> <p>1. 第1類(酸化性固体：塩素酸塩類，硝酸塩類，過マンガン酸塩類，重クロム酸塩類等)：50kg～1,000kg</p>		

FU101(14)	計 画 法的及びその他の要求事項	
-----------	---------------------	--

<p>2. 第2類（可燃性固体：硫化りん，赤りん，硫黄，鉄粉，金属粉，マグネシウム等）：100kg～1,000kg</p> <p>3. 第3類（自然発火性物質及び禁水性物質：カリウム，ナトリウム，アルカリ金属，有機金属化合物，金属の水素化物，黄燐，金属のりん化物）：10kg～300kg</p> <p>4. 第4類 特殊引火物（ジエチルエーテル，アセトアルデヒド，酸化プロピレン，二硫化炭素等）：50リットル 第1石油類（ガソリン，ベンゼン，トルエン，アセトン，メチルエチルケトン等）：200～400リットル アルコール類（メチルアルコール，エチルアルコール，イソプロピルアルコール等）：400リットル 第2石油類（灯油，軽油，キシレン，酢酸等）：1,000～2,000リットル 第3石油類（重油，ニトロベンゼン，エチレンジグリコール，グリセリン等）：2,000～4,000リットル 第4石油類（ギア油，シリンダー油，潤滑油等）：6,000リットル 動植物油類（アマニ油等）：10,000リットル 第5類（自己反応性物質：有機化酸化物，硝酸エステル類，ニトロ化合物等）：10kg～100kg 第6類（過酸化水素，硝酸等）：300kg （危険物の規制に関する政令第1条の11・別表第3）</p>	○	危険物の貯蔵 （第3類）
③圧縮アセチレンガス・液化石油ガスを貯蔵又は取り扱っていること。 （法第9条の3）	○	
④指定数量の1/5以上指定数量未満（以下，少量危険物という）の危険物を貯蔵又は取り扱っていること。 （条例第41条）	○	薬品・危険物（研究用）の保管 危険物の貯蔵（エーテル）

9. 消防法(B)

項 目	規 制 内 容	条文番号
《指定数量以上》		
防災・防火管理者の選任と業務	防災・防火管理者を定め，所轄消防長又は消防署長に届けること。 《防火管理者の業務》 ①消防・防災計画の作成 ②その他以下の業務 <ul style="list-style-type: none"> ・消防・防災計画に基づく消火，通報及び避難の訓練の実施 ・消防・防災の用に供する設備，消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備 ・火気の使用又は取扱いに関する監督 ・避難又は防火・防災上必要な構造及び設備の維持管理，収容人員の管理及び自衛消防隊組織の統括 ・その他防火・防災管理上必要な業務 	法第8条 施行令第4条

FU101 (14)	計 画	
	法的及びその他の要求事項	

危険物の貯蔵、取り扱いの制限	指定数量以上の危険物の貯蔵・取扱いは、製造所、貯蔵所及び取扱所（以下、製造所等という）で行うこと、（但し、所轄消防長又は消防署長の承認を受けた場合、10日以内に限り貯蔵・保管できる）。	法第10条
技術上の基準	製造所等は技術上の基準を順守すること。	法第10条
製造所等の設置・変更の許可申請	製造所等毎に市長の許可を得ること、変更するときも同様（変更とは製造所等の位置、構造又は設備の変更）必要事項を記載した申請書と必要書類を提出すること。	法第11条 政令第6条・第7条
危険物の品名・数量又は指定数量の倍数の変更	10日前までに市長に届け出ること。	法第11条の4
危険物保安監督者の選任・解任 （地下タンク貯蔵所） （屋内貯蔵所）	危険物取扱者（実務経験6ヶ月必要）の中から、危険物保安監督者を定め、市長に届け出ること、危険物保安監督者は誠実にその職務を行うこと。	法第13条 政令第31条・第48条
危険物保安講習	製造所等で危険物の取扱作業を行う危険物取扱者は、定期的に講習を受けること。	法第13条の23
製造所等の定期点検	自衛消防組織を置かなければならない。 次の通り点検し、その点検記録を作成し、保存しなければならない。 定期点検を要する製造所等： 地下タンク貯蔵所、一般取扱所（指定数量の10倍以上及び地下タンクを有するもの） 点検事項 技術上の基準への適合性 点検実施者：危険物取扱者 点検の時期：1年に1回以上 点検記録への記入事項 ①点検をした製造所等の名称 ②点検方法及び結果 ③点検年月日 ④点検を行った危険物取扱者 点検記録の保存年数：3年間	法第14条の4 法第14条の3の2 政令第8条の5 規則第62条の4 規則第62条の6 規則第62条の4 規則第62条の7 規則第62条の8
《少量危険物》		
技術上の基準	技術上の基準を順守すること ①掲示板の設置（用途、危険物の類、品名、最大数量の掲載） ②その他	条例第30条～ 第30条の8
届出	指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物及び別表第3で定める数量の5倍以上（再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとするもの（内容を変更しようとする者を含む）は、その旨を消防長または消防署長に届けなければならない。	条例第78条

FU101(14)	計 画 法的及びその他の要求事項	
-----------	---------------------	--

10. 高圧ガス保安法(A)

適用条件	適用の可否	環境側面
①と②は個別の適用条件		
①圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積が以下に定める値以上である設備を使用して高圧ガスの製造（容器に充てんすることを含む）をすること。 1. 第1種ガス（ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン（可燃性のものを除く。）又は空気）：300m ³ 2. その他：100～300m ³ (法第5条第1項第1号、施行令第3条)	○	高圧ガスの製造 (液体窒素、ヘリウム、二酸化炭素)
②高圧ガスを容器に充填していること。(法第48条)	○	高圧ガス等の利用

10. 高圧ガス保安法(労働安全衛生規則を含む)(B)

項 目	規 制 内 容	条文番号
製造の許可等	知事の許可を受けること（許可を受けた受けたものは第1種製造者）。 事業開始の20日前までに知事に必要事項の届出を行うこと。	法第5条
承継	相続、合併又は分割があつた場合、第一種製造者の地位を承継した者は、遅滞なく、知事に届け出ること。	法第10条
製造のための施設及び製造の方法	製造のための施設について、その位置、構造及び設備が技術上の基準（法第8条第1号）を順守すること。 技術上の基準（法第8条の第2号）に従つて高圧ガスの製造すること。	法第11条
	製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、知事の許可を受けること。	法第14条
危害予防規程	危害予防規程を定め、知事に届け出ること。これを変更したときも、同様危害予防規程の順守。	法第26条
保安教育	従業者に対する保安教育計画を定め、忠実に実施すること。	法第27条
保安統括者、保安技術管理者及び保安係員	高圧ガス製造保安統括者（以下「保安統括者」という。）を選任し、知事に届け、次の職務を行わせること。 《職務》 保安統括者は、高圧ガスの製造に係る保安に関する業務を統括管理	法第27条 法第32条
	高圧ガス製造保安技術管理者（以下「保安技術管理者」という。）を選任し、知事に届け、次の職務を行わせること（緩和規定あり）。 《保安技術管理者の資格基準》	法第27条

FU101 (14)	計 画 法的及びその他の要求事項	
------------	---------------------	--

	<p>・高圧ガス製造保安責任者免状（以下「製造保安責任者免状」という。）の交付を受けている者</p> <p>・高圧ガスの製造に関する経験を有する者</p> <p>《職務》 保安技術管理者は、保安統括者を補佐して、高圧ガスの製造に係る保安に関する技術的な事項を管理する。</p>	法第32条
	<p>高圧ガス製造保安係員（以下「保安係員」という。）を選任し、知事に届け、次の職務を行わせなければならない。</p> <p>《保管係員の資格基準》</p> <p>・製造保安責任者免状の交付を受けている者</p> <p>・高圧ガスの製造に関する経験を有する者</p> <p>《職務》 保安係員は、製造のための施設の維持、製造の方法の監視その他高圧ガスの製造に係る保安に関する技術的な事項等を管理する。</p>	法第27条 法第32条
	保安係員は、定期的に講習を受講すること。	法第27条
保安検査	隔年に、知事が行う保安検査を受けること。	法第35条
定期自主検査	定期的に、保安のための自主検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存すること。	法第35条の2
危険時の措置及び届出	高圧ガスの製造のための施設が危険な状態となったときは、応急の措置を講じること、又その旨を知事又は警察等に届け出ること。	法第36条
充填	<p>高圧ガスを容器に充填する際は、次の容器に充填すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 刻印（容器・付属品検査合格（再検査合格を含む）の刻印等）がされたものであること 2. バルブがあること 3. 検査後、加工がされていないこと 4. その他 	法第48条
ガスボンベの保管	<ol style="list-style-type: none"> ①通風又は換気の不十分なところ、火気を使用する場所、爆発性・発火性の物などがあるところには置いてはならない。 ②温度を40度以下に保つこと、転倒の恐れがないように保持すること。 ③衝撃を与えないこと、運搬するときはキャップを施すこと。 ④使用するときは、容器の口金に付着している油類及びじんあいを除去すること、バルブの開閉は静かに行うこと。 ⑤溶解アセチレンの容器は立てて置くこと、使用前又は使用中の容器とこれら以外の容器との区別を明らかにしておくこと。 	労働安全衛生規則263条
貯蔵所の届出	第1種貯蔵所の譲渡又は引渡しがあった時は、その旨を都道府県知事に届け出ること。また、容積300m ³ 以上の高圧ガスを貯蔵するとき、都道府県知事に届け出て設置すること（第2種貯蔵所）	法第17条

FU101(14)	計 画 法的及びその他の要求事項	
-----------	---------------------	--

技術基準の順守	第1種貯蔵所、第2種貯蔵所の所有者または占有者は、その位置、構造及び設備が基準に適合するように維持すること。これが技術上の基準に適合していないと認めるときは、都道府県知事が修理、改造、又は移転を命ずる。	法第15条（第2種貯蔵所未満の貯蔵量にも適用） 法第18条
規制内容	特定高圧ガス消費者以外の者も消費の場所、数量その他の消費方法について技術上の基準に従っていなければならない。	法第24条の5

11. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB法）（A）

適用条件	適用の可否	環境側面
①PCB廃棄物を保管していること。（法第2条第2項）	○	PCB使用機器の保管（資料参照）

11. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB法）（B）

項 目	規 制 内 容	条文番号
PCB廃棄物保管等の届出	毎年度、PCBの保管・処分状況に関し、6月30日までに都道府県知事に届出ること。	法第8条

11. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB法）（B）

項 目	規 制 内 容	条文番号
PCB廃棄物の期間内処分	PCBは法の施行日から15年以内に処分すること。	法第10条 施行令第2条

11-2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（環境庁告示第65号）（B）

項 目	規 制 内 容	条文番号
安全処理・保管	他の廃棄物と間違えないように保管	第1節第1章

FU101(14)	計 画	
法的及びその他の要求事項		

12. 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保などに関する法律 (A)

適用条件	適用の可否	環境側面
①第1種特定製品を廃棄していること。(法第19条) 第1種特定製品 1. フロン類を冷媒として使用している業務用のエアコン・冷蔵庫・冷凍機器(冷蔵又は冷凍機能を有する自動販売機を含む)(法第2条第2項) フロン類 1. クロロフルオロカーボン(CFC) 11, 12, 13, 111, 112, 113, 114, 115, 211, 212, 213, 214, 215, 216, 217 2. ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC) 21, 22, 31, 121, 122, 123, 124, 131, 132, 133, 141, 142, 151, 221, 222, 223, 224, 225, 225ca, 225cb, 226, 231, 232, 233, 234, 235, 241, 242, 243, 244, 251, 252, 253, 261, 262, 271 3. ハイドロフルオロカーボン(HFC) 23, 32, 41, 125, 134, 134a, 143, 143a, 152a, 227ea, 236fa, 245ca, 43-10mee (法第2条第1項)	○	設備・機器の排出 (資料参照)

12. 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保などに関する法律 (B)

項 目	規 制 内 容	条 文 番 号
第1種特定製品廃棄者の引渡義務	第1種特定製品を廃棄する際は、第1種フロン類回収業者に充填されているフロンを引き渡すこと。	法第19条

13. 使用済自動車の再資源化等に関する法律 (A)

適用条件	適用の可否	環境側面
自動車を所有していること。(法第5条)	○	リサイクル, フロン回収

FU101(14)	計 画 法的及びその他の要求事項	
-----------	---------------------	--

13. 使用済自動車の再資源化等に関する法律 (B)

項 目	規 制 内 容	条文番号
自動車の所有者の責務	自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車になることを抑制するよう努めるとともに、購入に当たってその再資源化の実施に配慮して製造された自動車を選択、修理に当たって使用済自動車の再資源化によって得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。	法第5条
引渡義務	使用済自動車を引取業者に引き渡さなければならない。	第8条
再資源化預託金等の預託義務	自動車の所有者は、最初の自動車登録ファイルへの登録を受けるときまでに、再資源化等料金に相当する額の金銭を再資源化等預託金として資金管理法に対し預託しなければならない。	第73条

14. 特定家庭用機器再商品化法 (A)

適用条件	適用の可否	環境側面
①「特定家庭用機器」とは、一般消費者が通常生活の用に供する電気機械器具その他の機械器具。政令で定めるものをいう。(法第2条4)		
②消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。(法第6条)	○	廃棄物の増加
③第17条の規定により引き取るべき製造業者等が存せず、又は当該製造業者等を確認することができない特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為を実施すること。(法第33条2)		

FU101(14)	計 画	
法的及びその他の要求事項		

14. 特定家庭用機器再商品化法 (B)

項 目	規 制 内 容	条文番号
特定家庭用機器	特定家庭用機器再商品化法で定める機械器具は、次のとおりとする。 ①ユニット形エアコンディショナー（ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。） ②テレビジョン受信機（ブラウン管式のものに限る。） ③電気冷蔵庫 ④電気洗濯機 ⑤電気冷凍庫	政令277号
引き渡し相手	購入小売業者 製造業者 指定法人	法6条

15. エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）(A)

適用条件	適用の可否	環境側面
①②は個別の適用条件（①に該当する場合、②には適用されない）		
① 1 と 2 のいずれかに該当する事業場が第1種エネルギー管理指定工場となる。（法第7条第2項） 1. 燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量を原油の数量に換算し、合算したものが3,000キロリットル／年以上であること。（施行令第2条第1項） 2. 製造業（物品の加工修理業を含む）、鉱業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業のいずれか。（施行令第4条第1項）	○	電力の使用、ボイラーの運転
②燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量を原油の数量に換算し、合算したものが1,500キロリットル／年以上である事業所が第2種エネルギー管理指定工場となる。（施行令第6条）	×	
③設置しているすべての工場・事業場の年間のエネルギー使用量の合計が1,500キロリットル／年以上である事業者が特定事業者となる。（施行令第2条第1項）	×	

15. エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）(B)

項 目	規 制 内 容	条文番号
エネルギー管理者の職務	エネルギー管理者は、エネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を管理する。	法第11条 法第18条第2項 施行規則第10条
エネルギー管理者等の義務	エネルギー管理者は、その職務を誠実に履行しなければならない。	法第12条第1項 法第18条第2項

FU101 (14)	計 画	
法的及びその他の要求事項		

エネルギー管理員の選任	エネルギー管理員を選任し、経済産業大臣に届けること。 《エネルギー管理員の資格要件》 ①定講習機関の講習を修了した者。 ②エネルギー管理士免状の交付を受けている者。 ③他の指定工場でのエネルギー管理者又はエネルギー管理者以外のもの。 ※消費設備の維持、改善及び修繕など業務管理に支障がないと認められている場合は、エネルギー管理員が兼任することができる。	法第13条第1項 法第18条第1項
指定講習	エネルギー管理員は、定期的（原則3年毎）に指定講習を受講すること。	法第13条第2項 法第18条第1項 施行規則第12条
エネルギー管理員の選任の届出	エネルギー管理員の選任、死亡又は解任があった日の属する年度の次年度の6月末日までに届出書類一式を提出しなければならない。	法第13条第3項 法第18条第1項 施行規則第13条
定期の報告	次に挙げる事項を毎年6月末日までに主務大臣に報告しなければならない。 1. エネルギーの種類別の使用量及び販売副生エネルギー等の量並びにそれらの合計量。 2. エネルギーを消費する設備の新設、改造又は撤去の状況及び稼働状況。 3. エネルギーの使用の合理化に関する設備の新設、改造又は撤去の状況及び稼働状況。 4. エネルギーの使用の合理化に関する法第5条第1項に規定する判断の基準の順守状況その他のエネルギーの使用の合理化に関し実施した措置。 5. 生産数量（これに相当する金額を含む。）又は建築延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値。 6. エネルギーの使用の効率。 7. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量。	法第15条第1項 法第18条第1項 施行規則第17条 施行規則第18条
管理標準の制定	工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準に従って管理標準を制定すること。	平成18年経済産業省告示第65号

16. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）（A）

適用条件	適用の可否	環境側面
①一般廃棄物及び（特別管理）産業廃棄物を排出していること。 ②産業廃棄物の種類 紙くず、木くず、繊維くず、汚泥、廃酸、廃プラなど（政令2条）	○	一般廃棄物の排出 実験廃棄物の排出 設備・機器の排出 治療廃棄物の排出

FU101 (14)	計 画 法的及びその他の要求事項	
------------	---------------------	--

16. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）(B)

項 目	規 制 内 容	条文番号
事業者の責務 (一廃・産廃共通)	①廃棄物を自ら処理すること。 ③地方公共団体の施策に協力すること。 大学から出る木くずや紙くずは一般廃棄物である。 廃棄物処理業者の事業範囲を県などで確認すること。 特別管理廃棄物については、処理業者に廃棄物の内容を文書で通知すること	法第3条 経済産業省通達 環境省通達 環境省通達
事業者の処理	(特別管理) 産業廃棄物が運搬されるまでの間、産業廃棄物保管基準に従い保管すること。 産業廃棄物保管基準（特別管理産業廃棄物は⑥⑦も含める） ①周囲に囲いが設けられていること。 ②必要事項が記載された掲示板を掲載すること。 ③保管場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう措置を講じること。 ④保管場所にはねずみが生息し、及び蚊、はえその他害虫が発生しないようにすること。 ⑤その他 ⑥特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれがないように仕切りを設けるなど必要な措置を講じること。 ⑦その他性状により、個別に基準設定。 ⑧石綿含有産業廃棄物においてはその他のものと混合しないよう仕切り、覆いを設ける、梱包するなど飛散防止の措置をすること	法第12条 法第12条の2 施行規則第8条 施行規則第8条の13
	(特別管理) 産業廃棄物の収集運搬・処分は、委託基準に従い、許可を有している者等に委託すること。	法第12条 法第12条の2
	委託基準（特別管理産業廃棄物は③も含めること） ①収集運搬・処分の委託は、委託業者の許可の範囲内に含まれていること。 ②委託契約は書面により行うこと（必要事項の記入、5年間保管）。 ③特別管理産業廃棄物は種類・数量・性状文書で通知すること。	施行令第6条の2 施行令第6条の6
	最終処分が終了するまでの一連の処理工程における処理が適正に行われるよう措置を講ずるよう務めること。	法第12条 法第12条5
	特別管理産業廃棄物を排出する事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない（資格要件あり）。	法第12条の6

FU101(14)	計 画 法的及びその他の要求事項	
-----------	---------------------	--

産業廃棄物管理票 (マニフェスト)	(特別管理) 産業廃棄物の収集運搬・処分を他人に委託する場合には、産業廃棄物管理票（以下単に管理票という）を交付すること。 注意点 ①当該（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに交付すること。 ②当該（特別管理）産業廃棄物の運搬先が二つ以上ある場合には、運搬先ごとに交付すること。 ③管理票の記載事項に間違いがないことを確認の上、交付すること。 ④管理票の控えを運搬受託者からの管理票の写しがあるまで保管すること	法第12条の3 施行規則第8条の20
	管理票の送付を受けたときは、管理票により収集運搬・処分が完了したことを確認し、送付を受けた日から5年間保存すること。	法第12条の3 施行規則第8条の30、30の2
	次の通り、報告書を都道府県知事に提出すること。 ①事業場毎に報告すること。 ②その年の3月31日以前の1年間で交付した管理票の交付状況により、作成すること。 ③毎年6月30日までに提出すること。	法第12条の3 施行規則第8条の27 (当分の間適用されない：厚生省令が未整備)
	次の期間内に管理票の写しの送付を受けないとき、又は虚偽の内容が記載された管理票の送付を受けたときは、当該（特別管理）産業廃棄物に係る収集運搬・処分の状況を確認すると共に、必要な措置を講じ、期間経過後30日以内に都道府県知事に報告書を提出すること。 ①収集運搬が終了した旨が記載された管理票の写し：90日（特別管理産業廃棄物は60日） ②処分が終了した旨が記載された管理票の写し：90日（特別管理産業廃棄物は60日） ③最終処分が終了した旨が記載された管理票の写し：180日	法第12条の3 施行規則第8条の28

17. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）
(A)

適用条件	適用の可否	環境側面
①特定容器包装を利用するもの。(法第13条)	○	包装袋の使用、食品包装

17. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）
(B)

項 目	規 制 内 容	条文番号
再商品化義務	特定分別基準適合物を再商品化義務量の再商品化をすること。	法第13条
容器包装廃棄物の分別・排出	容器包装廃棄物の分別収集をしなければならない。	法第10条

FU101(14)	計 画 法的及びその他の要求事項	
-----------	---------------------	--

特定分別基準適合物	次の容器包装の内、分別基準適合物に適合するもの ①無色のガラス等 ②茶色のガラス等 ③無色・茶色以外の色のガラス等 ④紙製の容器包装等 ⑤ペットボトル等 ⑥プラスチック製の容器包装等	法第2条
再商品化義務量 (自主算定方式)	再商品化義務量＝再商品化義務総量×(排出見込み量/全特定包装利用業者の排出見込み量)	法第13条
(簡易算定方式)	再商品化義務量＝前年度特定包装利用量×算定係数 (算定係数) ④紙製の容器包装等：0.10467 ⑥プラスチック製の容器包装等：0.28446	
帳簿	次の事項を記載し、保存すること。 ①再商品化義務量 ②容器包装廃棄物として排出される見込み量 ③前年度包装利用量 ④自主回収又は委託回収量 ⑤その他	法第38条

18. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (A)

適用条件	適用の可否	環境側面
① 特定建設資材を使用した対象建設工事を発注すること。 対象建設工事 1. 建築物の解体工事：床面積80㎡以上 2. 建築物の新築・増築工事：床面積500㎡以上 3. 新築工事等で2に該当しない新築・増築の工事：工事の請負代金額1億円以上 工事は解体工事と新築工事等に分類，新築工事等とは解体工事以外の建設工事のこと 4. 建築物以外の解体工事又は新築・改築工事：500万円以上 (法第10条，施行令第2条)	○	新築・改修工事

FU101(14)	計 画 法的及びその他の要求事項	
-----------	---------------------	--

18. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (B)

項 目	規 制 内 容	条文番号
対象建設工事の届出等	対象建設工事の発注者は工事に着手する7日前までに、知事に届け出ること。 1. 解体工事等は解体する建築物等の構造 2. 新築工事等は使用する特定建設資材の種類 3. 工事着手の時期及び工程の概要 4. 分別解体等の計画 5. 解体工事等は建築物等に用いられた建設資材の見込み量 6. その他	法第10条

19. 電気事業法(A)

適用条件	適用の可否	環境側面
①事業用電気工作物を有していること。 事業用電気工作物 3. 一般用電気工作物以外のもの 一般用電気工作物とは 1. 600V以下の電圧で受電し、受電場所と同一構内で使用するための電気工作物であって、受電のための電線路以外の電線路によりその構内の場所に当たる電気工作物と電氣的に接続されていないもの。 2. 小出力発電施設の工作物を同一構内に有するもの。 小出力発電施設とは ・太陽電池発電施設は、出力20kW未満 ・風力発電施設は、出力20kW未満 ・水力発電施設は、出力20kW未満 ・内燃力を原動機とする火力発電設備は、出力10kW未満 (第38条, 施行規則第48条)	○	非常用自家発電機の稼動

19. 電気事業法 (B)

項 目	規 制 内 容	条文番号
保安規程	保安規程を定め、事業用電気工作物の使用の開始前に、経済産業大臣に届け出ること。これを変更したときも、同様。	法第42条
事業用電気工作物の設置及び工事計画の届出	工事の計画を経済産業大臣に届け出ること。計画の変更も同様。	法第48条
使用前安全管理検査	使用の開始前に、自主点検を行い、その結果を記録し、保存すること。	法第50条の2

FU101(14)	計 画 法的及びその他の要求事項	
-----------	---------------------	--

20. 国等による環境物品等の調達等に関する法律（グリーン購入法）（A）

適用条件	適用の可否	環境側面
①各省庁，独立行政法人，特殊法人，地方公共団体に適用 (法第7条，第10条)	○	事務用消耗品等の購入

20. 国等による環境物品等の調達等に関する法律（グリーン購入法）（B）

項 目	規 制 内 容	条文番号
環境物品等	①再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料又は部品 ②環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること，使用により排出される温室効果ガスが少ないこと，使用後に全部又は一部が再使用又は再利用しやすい製品 ③環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される等環境への負荷の低減に資する役務	法第2条
環境物品等の調達方針	各省各庁の長及び独立行政法人等の長（特殊法人の場合はその代表者）は，毎年度，基本方針に即して，環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成・実施すること。	法第7条
調達実績の概要の公表等	各省各庁の長及び独立行政法人等の長（特殊法人の場合はその代表者）は，毎会計年度又は毎事業年度終了後，遅滞なく環境物品等の実績の概要をとりまとめ，公表すると共に，環境大臣に通知すること。	法第8条

21. 福井県公害防止条例（A）

適用条件	適用の可否	環境側面
①～③は個別の適用条件		
①排水量3,000m ³ /日以上又は燃料使用量600kg/h以上であること（特定工場に該当） (条例第2条第2項，施行規則第3条)	×	

FU101 (14)	計 画 法的及びその他の要求事項	
------------	---------------------	--

適用条件	適用の可否	環境側面
②特定施設を有していること。(条例第2条第3項) 特定施設 ばい煙に係る特定施設 1. 金属の精錬又は鑄造の用に供する溶解炉 (火格子面積0.5~1.0㎡, 変圧器の定格容量が200kVA未滿等) 4. 銅, 鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焼結炉, 溶鋳炉, 転炉, 溶解炉, 乾燥炉) 16. 塩酸又はフッ酸による反応施設及び表面処理施設 (但し, 大気汚染防止法の規制を受ける施設は除く) 水及び廃液に係る特定施設 (有害物質を使用し, 排出するものに限る) 1. 反応施設 2. 分離施設 3. 混合施設 4. 精製施設 5. 蒸留施設 6. 脱水施設 7. ろ過施設 8. 成型施設 9. 薬品処理施設 10. エッチング施設 11. めっき施設 12. 排ガス洗淨施設 13. 洗淨施設 (但し, 水質汚濁防止法の規制を受ける施設は除く)	×	
炭化水素類に係る特定施設 1. 貯蔵施設 (揮発性の高い有機化合物を貯蔵する施設であつて, 貯蔵容量が50キロリットル以上のもの) (施行規則第4条)	○	
③特定揚水施設 (揚水機の吐出口19.6cm ² 以上) を有していること。 (条例第35条, 施行規則第23条)	○	地下水の汲み上げ

21. 福井県公害防止条例 (B)

項 目	規 制 内 容	条 文 番 号
規制基準の設定	ばい煙に係る規制基準 次の内, いずれか少ない方とする ① $Q1 = a \times W b + r \times a \{ (W + WI) b - W b \}$ Q1: 硫黄酸化物の量 (m ³ /h) a: 4.73 W: 昭和50年5月1日以前に設置したばい煙発生施設 全てにおける燃料の使用量 (キロリットル/h) b: 0.855 r: 0.7	条例第8条 施行規則第8条

FU101(14)	計 画 法的及びその他の要求事項	
-----------	---------------------	--

適用条件	適用の可否	環境側面
7. ボイラー(伝熱面積5平方メートル以上のもの)を設置する工場又は事業場 (第2条第2項, 施行規則)		

22. 福井市公害防止条例 (B)

項 目	規 制 内 容	条文番号
特定工場の届出	次のことを市長に届け出ること ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ②特定工場の名称及び所在地 ③特定工場の業種及び作業内容 ④建物および施設の構造並びにその配置状況 ⑤公害の防止の方法 ⑥使用する原材料及び廃棄物の処理方法 ⑦その他	条例第10条
特定施設の変更の届出	上記③～⑥を変更しようとするときは、市長に届け出ること	条例第12条
氏名の変更等の届出	上記①②を変更した場合、30日以内に市長に届け出ること	条例第15条
事故時の届け出	特定工場の事故については早急に市長に届け出ること復旧時にも届け出ること	条例第22条

23. 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律

項 目	規 制 内 容	条文番号
環境教育の推進	事業者は環境保全の意欲の増進または環境教育を行うよう努めなくてはならない	法10条

24. 資源の有効な利用の促進に関する法律 (A)

適用条件	適用の可否	環境側面
事業所から排出する指定再資源化製品は有効利用されねばならない。 (法2条12) パソコンは指定再資源化製品である。 (政令6条, 別表6)	○	事業用パソコンの保有

24. 資源の有効な利用の促進に関する法律 (B)

項 目	規 制 内 容	条文番号
販売業者への引渡し	リサイクル料金の適切な負担, 使用済み製品の引き渡し等を行い、メーカー等の行う回収・リサイクルへ協力すること	法第4条

FU101(14)	計 画 法的及びその他の要求事項	
-----------	---------------------	--

25. 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律 (A)

適用条件	適用の可否	環境側面
事業者は、その事業活動に関し、環境情報の提供を行うように努めるとともに、他の事業者に対し、投資その他の行為をするに当たっては、当該他の事業者の環境情報を勘案してこれを行うように努めるものとする。 (法第4条)	○	環境報告書の作成

25. 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律 (B)

項 目	規 制 内 容	条文番号
事業年度毎に環境報告書を作成し、公表	記載事項 ・事業活動に係る環境配慮の方針等 ・主要な事業内容、対象とする事業年度等 ・事業活動に係る環境配慮の計画 ・事業活動に係る環境配慮の取組の体制 ・事業活動に係る環境配慮の取組の状況等 ・その他 (環境報告書の記載事項等、環境報告書の記載事項等の策定の手引きについて参照)	法第9条

26. 地球温暖化対策推進法(A)

適用条件	適用の可否	環境側面
①相当程度多い温室効果ガスの排出をする者 温室効果ガス 1. 二酸化炭素 2. メタン 3. 一酸化二窒素 4. ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの 5. パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの 6. 六フッ化硫黄 特定排出者 1. 省エネ法に規定する第一種特定事業者又は省エネ法に規定する第二種特定事業者 2. 温室効果ガス種類ごとの温室効果ガスの排出量が二酸化炭素換算で3,000トン以上である(エネルギー起源二酸化炭素を除く) (施行令第5条)	○	ボイラーの運転 発電機の運転 エネルギーの消費

26. 地球温暖化対策推進法(B)

項 目	規 制 内 容	条文番号
温室効果ガス算定排出量の集計 温室効果ガス算定排出量の報告	(地球温暖化対策の推進に関する地球温暖化対策の推進に関する法律施行令 参照) (温室効果ガス算定排出量の集計の方法等を定める省令 参照) (温室効果ガス算定排出量の報告等に関する命令 参照)	

FU101(14)	計 画 法的及びその他の要求事項	
-----------	---------------------	--

項 目	規 制 内 容	条文番号
温室効果ガス算定排出量の集計 温室効果ガス算定排出量の報告	(特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令 参照) 報告事項 ・該当特定排出者(事業所)に関する情報 ・温室効果ガスの種類ごとの温室効果ガス算定排出量に関する情報 ※エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスについての2.の報告は、二酸化炭素換算で3,000トン以上である温室効果ガスについてのみ 算定排出量算定期間 ・二酸化炭素, メタン, 一酸化二窒素 4月1日から翌年3月31日まで ・ハイドロフルオロカーボン, パーフルオロカーボン, 六フッ化硫黄 1月1日から12月31日まで 報告の期限 ・毎年度 6月末 報告先 ・特定排出者が行う事業を所管する一の大蔵大臣 ・省エネ法の定期報告の提出先である事業所管大臣と同一	法第21条の2

27. 健康増進法(A)

適用条件	適用の可否	環境側面
学校における喫煙.	○	分煙, 受動喫煙

27. 健康増進法(B)

項 目	規 制 内 容	条文番号
受動喫煙の防止	学校を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。	法第25条

28. 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契約法)(A)

適用条件	適用の可否	環境側面
国及び独立行政法人等は、その温室効果ガス等の排出の削減を図るため、エネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、国及び当該独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努めなければならない。	○	締結実績の概要の公表

FU101(14)	計 画 法的及びその他の要求事項	
-----------	---------------------	--

28. 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）(B)

項 目	規 制 内 容	条文番号
基本方針に基づく温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進	基本方針に定めるところに従い、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	第6条
締結実績の概要の公表等	毎会計年度又は毎事業年度の終了後、遅滞なく、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結の実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知する。 環境大臣への通知は、独立行政法人等の主務大臣（文部科学大臣）を通じて行う。	第8条 第8条第2項

FU101 (14)	計 画 目的, 目標及び実施計画	
------------	---------------------	--

4.3.3 目的, 目標及び実施計画

1.0 目的

この手順は, 福井大学の関連する部門及び階層において文書化された環境目的及び目標を設定するための責任と行動を定めることを目的とする。

2.0 目的及び目標の設定

目的及び目標は, 可能な限り測定し, 法的要求事項や福井大学の環境方針に整合するものを設定する。

2.1 目的及び目標の設定・見直し時期

(1) 目的及び目標の設定・見直しは次のような時に, 文京地区総括環境責任者の判断により実施する。

- ① 学長による見直しの結果, 変更の必要が発生した時
- ② 環境重点管理項目の設定・変更時
- ③ 法律・条例の変更時
- ④ 不適合の発生により, 目的及び目標の変更を迫られた場合
- ⑤ その他, 文京地区総括環境責任者が必要と認めた時

2.2 目的及び目標の設定・見直し

(1) ISO実施専門部会は, 次の項目に配慮しつつ目的及び目標の立案を行い, 文京地区総括環境責任者に提出する。

- ① 法律・条例
- ② 環境重点管理項目
- ③ 技術上の選択肢
- ④ 財政上, 運用上及び事業上の要求事項
- ⑤ 利害関係者の見解
- ⑥ 汚染の予防
- ⑦ 環境方針

(2) 総括環境責任者は, 文京地区総括環境責任者の報告を受けた後, 妥当性を判断し, 適切な調整等を行い, 必要に応じて環境保全等推進小委員会の承認を受けた後, 学長に提出する。

(3) 学長は目的及び目標の承認を行い, 総括環境責任者, 文京地区総括環境責任者に伝達する。

FU101(14)	計 画 目的, 目標及び実施計画	
-----------	---------------------	--

(4) 文京地区総括環境責任者は、承認された目的及び目標を【目的・目標一覧】に登録する。

(5) 文京地区総括環境責任者は【目的・目標一覧】を部局環境責任者に提示する。

目 的 ・ 目 標 一 覧			
環 境 方 針	目 的	目 標	重点環境 管理項目
1. 地 球 環 境 負 荷	CO ₂ の総排出量の削減	1-1. 前年比1%の削減*1	1
	エネルギー使用量の削減 *2	1-2. 前年比1%の削減*3	1
	紙使用量の削減	1-3. 前年比1%の削減	3
	資源ゴミを除く廃棄物排出 量の削減	1-4. 一般廃棄物量(資源ゴミを除く)を 前年度以下に削減	21
	環境汚染の防止	1-5. 基準の順守・日常的な軽微汚染の 回避・化学薬品の安全管理 暖房用ボイラーからの大気汚染防止	5, 8
2. 教 育 ・ 環 境 研 究 活 動 を 通	環境技術の研究	2-1. 環境汚染防止技術の開発	30
	学生・生徒・児童・園児 などに対する環境教育	2-2. 環境教育の充実	29
3. 関 連 法 規 ・ 項 目 の 自 主 遵 守 基 準	産業廃棄物及び特別管理産 業廃棄物排出に関する規制 順守	3-1. 実験廃液の完全回収	16, 17, 18
		3-2. 特別管理産業廃棄物の処理の適正 化	
	危険物の貯蔵	3-3. 消防法の順守	22
	法律・条例などの順守	3-4. 順守・新規届出・承継の確認	特
		3-5. 法律の改正, 新規制定の情報確保	特

FU101(14)	計 画 目的, 目標及び実施計画	
-----------	----------------------------	--

4. 全 学 活 動	生協との相互支援	4-1. 生協職員のISO関係委員会への参加	29
	学内環境美化	4-2. 学内一斉清掃の実施	29
	環境活動に対する全員参加	4-3. 環境保全活動の呼びかけ	25, 29
	学生活動への支援	4-4. 環境活動への学生の参加	29
5. 附 属 の 学 取 校 園 組 み	紙, 水の使用量削減	5-1. 紙, 水の使用量削減	32, 38, 52, 56
	ゴミ分別の促進	5-2. 分別排出の実現	33, 53
	環境教育	5-3. 学校教育中での環境教育の充実	36
	PTAとの協力	5-4. 地域での環境保全活動	41, 59
	実験薬品の安全管理	5-5. 実験薬品の安全管理	37
6. 生 協 活 動 有	排水・廃棄物の適正処理	6-1. 排水の部分的浄化と食用油の再生業者委託	67, 68
	食品包装(弁当箱)の回収	6-2. 回収可能弁当箱の促進	74
	エコ商品の販売	6-3. エコ商品販売率の向上	75
その他	環境負荷の総合的削減	大規模プロジェクトの事前環境影響評価の実施	1, 10, 23

*1 : 原単位として, 電力, 重油, ガス, 灯油の消費量を総床面積で除した値を用いる.

*2 : エネルギーとは, 電力, 重油のことをいう.

*3 : 原単位として, 電力, 重油の消費量を総床面積で除した値を用いる.

2.3 目的及び目標の実現

(1)各ユニットは, ISO実施専門部会の指示により, 当該ユニットに係る目的及び目標の実現を目指すこと

3.0 目的, 目標の実施計画

この手順は福井大学において設定した目的及び目標を達成するための実施計画を策定し, 維持するための責任と行動を定めることを目的とする.

FU101(14)	計 画 目的、目標及び実施計画	
-----------	--------------------	--

3.1 目的、目標の実施計画の設定・見直し時期

(1) 実施計画の設定・見直しは次のような時に、文京地区総括環境責任者の判断により実施する。

- ① 学長による見直しにより、変更の必要が発生した時
- ② 部局環境責任者から見直し要求があった時
- ③ 目的及び目標の設定・変更時
- ④ 不適合の発生により、変更を迫られた場合
- ⑤ 大規模プロジェクトが発生した時
- ⑥ 大規模な設備増強・改善に伴い、変更を余儀なくされた場合
- ⑦ その他、文京地区総括環境責任者が必要と認めた時

3.2 目的、目標の実施計画の設定・見直し

(1) ISO実施専門部会は、次の事項に漏れないように実施計画の立案を行い、文京地区総括環境責任者に提出する。

- ① 責任者
- ② 手段（実施内容）
- ③ タイムスケジュール（時期又は期限）

(2) ISO実施専門部会、部局環境責任者あるいは担当ユニットは【実施計画（案）】を作成し、文京地区総括環境責任者へ提出する。

(3) 文京地区総括環境責任者は、必要な学内調整を行い、総括環境責任者、学長に提出する。

(4) 学長は実施計画の承認を行い、総括環境責任者、文京地区総括環境責任者に伝達する。

(5) 文京地区総括環境責任者は、承認された実施計画をマニュアルの【実施計画一覧】に登録する。

3.3 目的、目標の実施計画・実施項目の実施

(1) 各ユニットは、目的及び目標実現のため、当該ユニットに定められた実施計画・実施項目を確実に実施すること。

(2) 各ユニットは、各実施計画・実施項目完了後、実施報告書(FU433-1)をISO実施専門部会に提出すること。

FU101(14)	計 画 目的, 目標及び実施計画	
-----------	---------------------	--

4.0 様式

- FU433-1 : 実施報告書

FU101(14)	計 画 目的、目標及び実施計画	
-----------	---------------------------	--

実施計画一覧

(専門部会とはISO実施専門部会を指す)

目 標	実施計画	期限/ 時期	実施者	責任者	運用手順書
1-1. CO ₂ 総排出量の前年比1%削減	CO ₂ 排出節減の呼びかけ	ポスター掲 示	専門部 会長	専門部会長	手順書 5 手順書 17
1-2. エネルギー使用量の前年比1%削減	重油暖房から電力暖房へ	都度	環境整備課	環境整備課 長	
	自動消灯装置の追加設置			環境整備課	手順書 6
	学内広報による節電要請	都度		環境整備課	手順書 5
1-3. 紙使用量の前年比1%削減	用紙の両面利用(コピー、プリント)の呼びかけ	6月と12月	全構成員	専門部会長	
1-4. 一般廃棄物量(資源ゴミを除く)を前年度以下に削減	廃棄物を分別して回収する	都度	全構成員	専門部会長	
1-5. 環境汚染の防止(基準順守・日常的な軽微汚染の回避・化学薬品の安全管理)	学生に教育を行い、実験器具の洗浄方法を徹底する	年2回	関連ユニッ ト	部局長	
	新築・改修時にpHメータを必要数導入	都度 (立案)	環境整備課	環境整備課 長	手順書 6
	新築・改修時に洗浄装置付ドラフトチャンパーの採用を図る	都度 (立案)	環 境 整 備 課, 財務課,	環 境 整 備 課 長	手順書 6
	実験付帯設備(ドラフト, 薬品棚)の改善	9月	研究室		
	ガスボンベの安全管理	10月	安全・衛生 管理者	安全・衛生管 理者	
暖房用ボイラーからの大気汚染防止	新築・改修時に蒸気暖房からエアコンへ切り替えを図る	都度 (立案)	環境整備課 , 財務課	環境整備課 長	手順書 6
	良質重油購入	購入時			
2-1. 環境汚染防止技術の開発	研究費の重点配分	毎年度	学長	学長	
2-2. 環境教育の充実	環境関係教育の充実	每学期始め	学部, 学科, 専門部 会	専門部会長	

FU101(14)	計 画 目的、目標及び実施計画	
-----------	---------------------------	--

実施計画一覧（つづき）

目 標	実施計画	期限／ 時期	実施者	責任者	運用手順 書
3-1. 実験廃液の完全回収	学生に教育を行い、実験廃液の回収を徹底する	年2回	関連ユニット	部局長	共通マニュアル
3-2. 特別管理産業廃棄物の処理の適正化	マニフェストの完全実施	都度	財務課、環境整備課	財務課長、環境整備課長	手順書7
3-3. 消防法の順守（危険物の安全管理）	保管量の確認	10月	環境整備課	環境整備課長	
3-4. 順守・新規届出・承継の確認	新規物品の調査・状況変化の確認	6月	専門部会	専門部会長	
3-5. 法律の改正、新規制定の情報確保	環境ふくい推進協議会からの情報収集	常時	専門部会長	専門部会長	マニュアルに記載
4-1. 生協職員のISO関係委員会への参加	委員会への参加	常時	生協職員	生協専務理事	
4-2. 学内一斉清掃の実施	一斉清掃を行う	随時	専門部会	専門部会長	
4-3. 環境保全活動の呼びかけ	ゴミやタバコのポイ捨て禁止のキャンペーン	ポスター掲示	専門部会	専門部会長	
4-4. 環境活動への学生の参加	環境活動の学生への支援				
5-1. 電力、紙、水の使用量削減	委員会との連携の密接化	常時	ユニット	ユニット代表者	
5-2. 分別排出の実現	大学のルールへの準用	常時			
5-3. 学校教育の中での環境教育の充実	環境問題をテーマとした教育の促進	常時			
5-4. 地域での環境保全活動	PTAへの環境保全活動の呼びかけ	随時			
5-5. 実験薬品の安全管理	保管庫での保管	常時			

FU101(14)	計 画 目的、目標及び実施計画	
-----------	--------------------	--

実施計画一覧（つづき）

目 標	実施計画	期限/ 時期	実施者	責任者	運用手順 書
6-1. 排水汚染防止及び廃棄物の適正処理	厨房管理と委員会との連携の密接化	常時	生協	生協専務理事	手順書 4
6-2. 回収可能弁当箱の促進	弁当容器販売数の60%を回収	常時			
6-3. エコ商品販売率の向上	エコマーク商品の優先店頭配備	常時			
情 報 公 開	ISOホームページの公開	常時	専門部会	専門部会長	

FU101(14)	計 画	
	目的、目標及び実施計画	

維持管理項目一覧

項目番号	環境側面	実施計画	方法	実施者	運用手順書
2	地下水汲み上げ	水使用量の削減	広報	専門部会長	
4	事務用品の購入	グリーン購入の推進	政府指示の順守	財務課	
6	事故災害時における薬品被害	適切な保管庫での保管	共通マニュアルの順守	担当教員	
7	通常使用時における薬品被害	実験前の指導	共通マニュアルの順守	担当教員	手順書 8
9	ボイラーの運転	安全運転	手順書の順守	担当者	手順書12
10	作業時のトラブルによる環境汚染		学内防災規定により対処		手順書 3
11	作業時における火災発生		学内防災規定により対処		
12	非常用自家発電機の設置		届け出済み	環境整備課	
13	P C B, フロンの扱い	保管庫での保管 (P C B), 許可業者への廃棄 (フロン)	専用保管庫での保管	環境整備課	手順書13 手順書14
14	治療廃棄物	医学部へ依頼	内部監査などで確認	担当者	
15	動物遺骸	医学部へ依頼	内部監査などで確認	担当者	
19	家電 5 品目の排出	取り扱い認可業者へ依頼	学内システムの順守	専門部会長	
20	パソコンの排出	取り扱い認可業者へ依頼	学内システムの順守	専門部会長	
23	建物の防災管理	防災訓練への参加		財務課	
24	建物の新築・改装	建築リサイクル法への対応	入札書に明記	環境整備課長	
26	自治体への委員派遣				
27	社会への環境教育	シンポジウムなどの開催			
28	共同研究	学長経費の重点配分			
31	電力の使用	附属小中学校・幼稚園に依頼	教職員ならびに児童・生徒・園児への呼びかけ	担当教職員	
34	家電 5 品目の排出		学内システムの順守	専門部会長	
35	パソコンの排出		学内システムの順守		

FU101(14)	計 画	
	目的, 目標及び実施計画	

維持管理項目一覧 (つづき)

項目番号	環境側面	実施計画	方 法	実施者	運用手順書
39	食用油の排出	無害化して廃棄	内部監査などで確認	ユニット	手順書 4
40	食品廃棄物の排出	食べ残しの減量	給食委員会等で立案	代表者	
51	電力の使用	附属特別支援学校へ依頼	教職員ならびに見 童・生徒への呼びかけ	担当教職員	
54	家電 5 品目の排出		学内システムの順守	ユニット	
55	パソコンの排出		学内システムの順守	代表	
57	食用油の排出	無害化して廃棄	内部監査などで確認		
58	食品廃棄物の排出	食べ残しの減量	給食委員会等で立案		
61	電気の使用	電力使用量の削減	従業員に対する指導	生協専務 理事	
62	ガスの使用	ガス使用量の削減	従業員に対する指導		
63	重油の使用	給湯ボイラ使用の節減	従業員に対する指導		
64	紙の使用	紙使用の削減	従業員に対する指導		
65	フロン機器の使用	廃棄時に適正処理			
66	調理・食器洗浄	汚染油の排出取りやめ	良質洗剤の使用	生協食堂 店長	
69	食品廃棄物の排出	食べ残しの減少			
70	ゴミ分別回収	大学のルールの実用		生協専務 理事	
71	家電 5 品目の排出	学内システムの順守		生協専務 理事	
72	パソコンの排出	学内システムの順守			
73	空き缶・ペットボトルの回収	回収率のアップ	広報		
	環境負荷の総合的削減	大型プロジェクトによる環境負 荷の低減	大型プロジェクト に対する事前環境 影響評価の実施	環境整備 課・財務 課・生協	